

**令和7年度介護予防教室運営業務
受注候補者選定審査傍聴要領**

盛岡市保健福祉部長寿社会課

1 傍聴する場合の手続

- (1) 審査の傍聴を希望する方は、審査の開始予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員（5名）になり次第受付を終了します。
- (3) 開始予定時刻を過ぎた場合は、原則として入室できません。

2 審査の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、審査を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が審査の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

3 審査を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、審査を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 審査の実施中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、審査の進行を妨げないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないでください。
- (4) 許可を得ないで、会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) その他会場の秩序を乱し、審査の妨げとなる行為を行わないでください。